新

（通関業者に対する監督処分の基準）

34－6　法第34条《通関業者に対する監督処分》第1項の規定による処分は、次の基準表により行う。

通関業者監督処分基準表

違反法条		該当規定	第1号該当	第2号該当
関税	108の4	輸出してはならない貨物の輸出	1（級）	2（級）
	109	輸入してはならない貨物の輸入	1	2
	109の2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等	1	2
	110	関税ほ脱	2	3
	111	無許可輸出入	2	3
	112	密輸貨物の運搬等	2	3
	113の3	虚偽申告等	3	4
	114	船用品又は機用品の積込み等	4	5
	115	見本の一時持出し等	4	5
	116	113の3～115条違反の重過失	4	5
（省略）				

（基準表の適用）

(1)～(3)　（省略）

（通関士に対する懲戒処分の基準）

35－5　法第35条第1項《通関士に対する懲戒処分》の規定による処分は、次の基準表により行う。

通関士懲戒処分基準表

違反法条			処分
関税	108の4	輸出してはならない貨物の輸出	1（級）
	109	輸入してはならない貨物の輸入	1
	109の2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等	1
	110	関税ほ脱	2
	111	無許可輸出入	2
	112	密輸貨物の運搬等	2
	113の3	虚偽申告等	3
	114	船用品又は機用品の積込み等	4
	115	見本の一時持出し等	4
	116	113の3～115条違反の重過失	4

旧

（通関業者に対する監督処分の基準）

34－6　法第34条《通関業者に対する監督処分》第1項の規定による処分は、次の基準表により行う。

通関業者監督処分基準表

違反法条		該当規定	第1号該当	第2号該当
関税	109	禁制品輸入	1（級）	2（級）
	109の2	禁制品を保税地域に置く等	1	2
	110	関税ほ脱	2	3
	111	無許可輸出入	2	3
	112	密輸貨物の運搬等	2	3
	113の3	虚偽申告等	3	4
	114	船用品又は機用品の積込み等	4	5
	115	見本の一時持出し等	4	5
	116	113の3～115条違反の重過失	4	5
（同左）				

（基準表の適用）

(1)～(3)　（同左）

（通関士に対する懲戒処分の基準）

35－5　法第35条第1項《通関士に対する懲戒処分》の規定による処分は、次の基準表により行う。

通関士懲戒処分基準表

違反法条			処分
関税	109	禁制品輸入	1（級）
	109の2	禁制品を保税地域に置く等	1
	110	関税ほ脱	2
	111	無許可輸出入	2
	112	密輸貨物の運搬等	2
	113の3	虚偽申告等	3
	114	船用品又は機用品の積込み等	4
	115	見本の一時持出し等	4
	116	113の3～115条違反の重過失	4

新旧対照表　　（通関業法基本通達）

新	旧
（省略） （基準表の適用） (1)～(3)　（省略）	（同左） （基準表の適用） (1)～(3)　（同左）